

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年2月10日

【四半期会計期間】 第194期第3四半期(自平成27年10月1日至平成27年12月31日)

【会社名】 古河電気工業株式会社

【英訳名】 Furukawa Electric Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 柴田 光義

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内二丁目2番3号

【電話番号】 東京(03)3286局3001

【事務連絡者氏名】 財務・調達本部 経理部 経理統括課長 青島 弘治

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目2番3号

【電話番号】 東京(03)3286局3001

【事務連絡者氏名】 財務・調達本部 経理部 経理統括課長 青島 弘治

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第193期 第3四半期 連結累計期間	第194期 第3四半期 連結累計期間	第193期
会計期間	自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日	自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日	自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日
売上高 (百万円)	632,352	644,864	867,817
経常利益 (百万円)	12,192	16,290	18,598
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益 (百万円)	2,744	6,127	7,355
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	18,695	2,762	21,457
純資産額 (百万円)	214,828	208,951	214,743
総資産額 (百万円)	765,028	713,122	734,125
1株当たり四半期(当期) 純利益金額 (円)	3.89	8.68	10.42
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	-	-	-
自己資本比率 (%)	24.8	25.7	26.0

回次	第193期 第3四半期 連結会計期間	第194期 第3四半期 連結会計期間
会計期間	自 平成26年10月1日 至 平成26年12月31日	自 平成27年10月1日 至 平成27年12月31日
1株当たり四半期純利益金額 (円)	2.25	5.90

- (注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しているため、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
- 2 売上高には、消費税等は含まれておりません。
- 3 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
- 4 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等を適用し、第1四半期連結会計期間より、「四半期(当期)純利益」を「親会社株主に帰属する四半期(当期)純利益」としております。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社に異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更があった事項は以下の通りであります。また、以下の見出しに付された項目番号は、前事業年度の有価証券報告書における「第一部 企業情報 第2 事業の状況 4 事業等のリスク」の項目番号に対応しております。

なお、文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社および連結子会社）が判断したものであります。

2) 製品の欠陥

当社グループは、国内外の各種規格・基準及び永年の経験に培われた品質管理基準に従って各種製品の製造、サービスの提供を行なっております。しかし、その全てについて欠陥が無く、将来に予期せぬ損失補償が発生しないという保証はありません。とりわけ、電力ケーブル、通信ケーブル、自動車用部品等に関連する製品については、欠陥の内容によっては多額の追加コストが発生する可能性があります。大規模な損失補償や製造物責任賠償につながるような製品の欠陥は、多額のコストや当社グループの評価に重大な影響を与え、当社グループの業績と財務状況に悪影響が及ぶ可能性があります。

なお、当社連結子会社が製造した自動車用部品に関連し、当該部品を組み込んだ自動車について市場回収措置（リコール）が行われており、当社および当社連結子会社が部品の販売先から費用の一部の分担に関して協力を要請され、交渉を行っております。

11) 法令違反等

当社グループは、国内外で事業展開する上で、規制当局から様々な法規制を受けております。法規制の強化や法令解釈の厳格化があった場合には、事業の制限や費用の増加等の可能性があります。また、法令違反等の事象が生じた場合には、各規制当局からの処分・制裁、取引先関係者からの損害賠償請求、社会的評価の悪化等により、当社グループの業績および財務状況に大きな影響を及ぼす可能性があります。

なお、当社は、自動車用部品カルテルに関し、ブラジル競争法当局の調査を受けております。また、米国およびカナダでの一連の自動車用部品カルテルによる損害の賠償を求める複数の集団訴訟や、自動車用部品カルテルに関して米国の一部の州の司法当局から提起された州法違反に基づく訴訟などにおいて、当社や当社子会社はその被告となっております。このほか、一部の自動車メーカーとは、自動車用ワイヤハーネス・カルテルに関する損害賠償の交渉を行っております。

上記のほか、電力ケーブル・カルテルに関し、当社の持分法適用の関連会社である㈱ビスカスに対しブラジル競争法当局による調査が行われております。

2 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定または締結等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

なお、第1四半期連結会計期間より、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日）等を適用し、「四半期純利益」を「親会社株主に帰属する四半期純利益」としております。

(1) 業績の状況

当第3四半期連結累計期間における世界経済は、中国経済の成長鈍化による景気減速がほかの新興国にも波及し、米国や日本、欧州も含め全体としても徐々に不透明感が強まってきました。

このような状況のもとで、当社グループ（当社、連結子会社及び持分法適用会社）の当第3四半期連結累計期間の業績は、自動車部品での為替によるコスト増の影響などがあったものの、情報通信部門の北米における光ファイバ・ケーブル事業やエネルギー・産業機材部門の機能樹脂製品事業、電装・エレクトロニクス部門の電池事業が好調だったことなどから、売上高は前年同期比2.0%増の6,449億円、営業利益は前年同期比65.9%増の169億円となりました。経常利益は前年同期比33.6%増の163億円となり、親会社株主に帰属する四半期純利益は前年同期比123.3%増の61億円となりました。

セグメントの業績は次のとおりであります。

情報通信部門

情報通信部門においては、米国における光ケーブル需要が旺盛で、国内のファイバ輸出も好調に推移したことなどから、当部門の売上高は1,170億円（前年同期比2.9%増）、営業利益は45億円（前年同期比11.2%増）となりました。

エネルギー・産業機材部門

エネルギー・産業機材部門においては、中国での電力ケーブルがふるわなかったものの、スマートフォンなどに使用される半導体製造用テープが好調に推移したことなどから、当部門の売上高は2,090億円（前年同期比3.1%減）、営業利益は50億円（前年同期比99.5%増）となりました。

電装・エレクトロニクス部門

電装・エレクトロニクス部門においては、鉛蓄電池やアルミメモリーディスク材が好調に推移したものの、自動車部品での円安による輸入コスト増や北米向け事業でのコスト増の影響などにより、当部門の売上高は2,415億円（前年同期比8.6%増）、営業利益は84億円（前年同期比11.5%増）となりました。

金属部門

金属部門においては、銅糸は、日光事業所の2015年1月の一貫生産再開により徐々に回復しております。銅箔も、自動車用リチウムイオン電池用銅箔の需要低迷は続くものの、民生用リチウムイオン電池用銅箔や回路用銅箔の回復により、当部門の売上高は936億円（前年同期比4.9%減）、営業損失は13億円（前年同期比25億円改善）となりました。

サービス・開発等部門

サービス・開発等部門においては、情報処理・ソフトウェア開発、物流、各種業務受託等による当社グループの各事業のサポート、不動産の賃貸、水力発電、新製品研究開発の推進等を行っておりますが、当部門の売上高は401億円（前年同期比2.3%増）、営業利益は3億円（前年同期比5億円改善）となりました。

(2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間における、前事業年度の有価証券報告書に記載した「対処すべき課題」について重要な変更があった事項は以下のとおりであります。また、以下の見出しに付された項目番号は、前事業年度の有価証券報告書における「第一部 企業情報 第2 事業の状況 3 対処すべき課題」の項目番号に対応しております。

3) コーポレートガバナンスの強化

当社では、多様な知識・経験・能力に基づいた経営への貢献に期待して、様々な分野から社外役員を招聘するほか、取締役等の報酬等の審議・決定機関として委員の半数を社外役員とする報酬委員会を設置するなど、以前からコーポレートガバナンスを重視してまいりました。

昨年5月には、当社としての社外役員の独立性基準を策定するとともに、報酬委員会に代えて、取締役等の報酬に加えその選任等に関する審議機能を有し、委員の過半数を社外取締役とする指名・報酬委員会を設置いたしました。また、より一層のコーポレートガバナンスの充実を図るため、昨年12月に「コーポレートガバナンスに関する基本方針」を定めたほか、当社取締役会全体の機能向上を図ることを目的として取締役会の実効性評価を実施し、その結果を公表するなどの取組みを、東京証券取引所が定めたコーポレートガバナンス・コードに沿って実施しております。

今後は、成長戦略投資や次世代新事業育成、財務体質の改善ならびに株主還元のパランスをとりつつ資本効率を重視した経営を目指すことを基本とする資本政策に基づき、平成28年度から開始する次期中期経営計画の施策を具体化させるなど、上記コードおよび当社の基本方針のもと、引き続きコーポレートガバナンスの強化に努めてまいります。

会社の支配に関する基本方針

・ 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、平成19年3月9日開催の取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下「基本方針」といいます。）を次のとおり定めております。

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資する者が望ましいと考えております。

もっとも当社は、株式を上場して市場での自由な取引に委ねているため、会社を支配する者の在り方は、最終的には株主の皆様全体の意思に基づき決定されるべきであり、会社の支配権の移転を伴う買付提案に応じるかどうかの判断も、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えます。

しかしながら、当社株式の大規模な買付行為や買付提案の中には、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、株主が買付の条件等について検討したり、当社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするもの等、株主共同の利益を毀損するものもありません。

このような大規模な買付行為や買付提案を行う者は、例外的に当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当でないと判断します。

・ 基本方針の実現に資する取組み

当社グループは、「世紀を超えて培ってきた素材力を核として、絶え間ない技術革新により、真に豊かで持続可能な社会の実現に貢献する」ことを基本理念としております。当社グループの事業領域は、「情報通信」、「エネルギー・産業機材」、「金属」、「電装・エレクトロニクス」など多岐にわたっておりますが、これらの事業は明治17年の創業以来培ってきた素材の加工・応用技術を基盤に、産業の発展に伴い創造してきたものです。その事業創造の過程で、当社グループは、独自の技術、経験および経営ノウハウ等を積み重ねるとともに、顧客、取引先、地域社会、従業員などの様々なステークホルダーとの間の良好な関係の維持、発展に努めてきました。これらは、当社グループの有形・無形の貴重な財産であり、これらを毀損することなく、中長期的な視野で企業価値と株主共同の利益の一層の向上に結びつけるよう努めております。

以上の方針を事業へ展開していくにあたり、当社では、2015年度までの3ヵ年を対象とする中期経営計画「Furukawa G Plan 2015」を策定し、新興国を中心とした電力・通信といったインフラ市場の旺盛な需要への対応、自動車関連分野におけるアジアを中心とした製造・販売体制の構築のほか、持続的成長に向けた基盤の構築や財務体質の改善に取り組んでおります。

当社では、多数の株主および投資家による当社への長期的な投資を促進するため、企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための取組みとして、以上のような施策を実施しており、これらの取組みは、上記の基本方針の実現にも資するものと考えております。

・基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、平成19年6月26日開催の第185回定時株主総会決議により、買収防衛策として「当社株式の大規模買付行為への対応策」を導入し、以降、一部内容を変更するとともに、買収防衛策を更新しております。現在の買収防衛策は平成25年6月25日開催の第191回定時株主総会決議により、更新されたものです。（以下、現在の買収防衛策を「本プラン」といいます。）

本プランは、当社株式の大規模買付が行われる場合の手続きを明確にし、株主が適切な判断をするために必要な情報や時間を確保したり、買付者との交渉等が一定の合理的ルールにしたがって行われることを確保することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的としており、その概要は次のとおりです。

当社の発行済株式総数の20%以上となる株式の買付または公開買付を実施しようとする買付者には、必要な情報を当社に提出していただき、当該大規模買付行為は取締役会による評価期間（大規模買付行為の方法により、買付者からの必要情報の提供後60日または90日とします。）経過後にのみ開始されるものとし、買付者が本プランの手続きを遵守しない場合や当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なう買付であると取締役会が判断した場合、例外的に対抗措置（大規模買付者等による権利行使は認められないとの行使条件を付した新株予約権の無償割当等）を発動する場合があります。ただし、取締役会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外監査役および社外有識者からなる第三者委員会を設置し、第三者委員会は外部専門家の助言を得たうえで、買付内容の検討等を行います。取締役会是对抗措置の発動に先立ち、第三者委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮問し、第三者委員会は十分検討したうえで対抗措置の発動の是非について勧告を行います。取締役会は、判断に際して第三者委員会の勧告を最大限尊重するものとします。

本プランの詳細は、当社ホームページ（<http://www.furukawa.co.jp/>）に掲載しております。

・基本方針の具体的取組みおよび本プランが基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでないことについて

当社は、前述のとおり、厳しい経営環境の下、持続的成長に向けた基盤の構築や財務体質の改善等に努めております。これらは当社の業績、経営指標を向上させ、企業価値の増大、株主共同の利益の向上につなげようとする取組みです。また、本プランは、次の理由から、基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致しており、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

1) 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針の定める三原則を充足しております。

2) 株主意思を重視するものであること

本プランは、平成25年6月25日開催の第191回定時株主総会決議により導入したもので、株主の意思が反映されたものとなっております。

3) 合理的な客観的要件の設定

本プランにおける対抗措置は、合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

4) 独立性の高い社外者の判断の重視

本プランにおける対抗措置の発動等の運用に際しての実質的な判断は、独立性の高い社外者のみから構成される第三者委員会により行われることとされております。また、その判断の概要については株主に情報開示をすることとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に適うように本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

5) デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと

株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとしており、取締役の選任議案に関する議決権の行使を通じて、本プランに対する株主の意思を反映させることが可能となっております。したがって、本プランは、いわゆる

「デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）」ではありません。また、当社は、取締役の任期为1年とし、期差任期制を採用しておらず、経営陣の株主に対する責任をより明確なものとしております。したがって、本プランは、いわゆる「スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）」でもありません。

(3) 研究開発活動

当第3四半期連結累計期間における研究開発費は124億円です。

なお、当第3四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

(4) 生産、受注及び販売の実績

当社グループの生産・販売品目は、広範かつ多種多様であり、同種の製品であっても、その容量、構造、形式等は必ずしも一様ではなく、また受注生産形態をとらない製品も多く、セグメントごとに生産規模及び受注規模を金額または、数量で示すことはしていません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	2,500,000,000
優先株式	50,000,000
劣後株式	46,000,000
計	2,596,000,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成27年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成28年2月10日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	706,669,179	706,669,179	東京証券取引所 (市場第一部)	完全議決権株式で権利 内容に何ら限定のない 当社の標準となる株式 であり、単元株式数は 1,000株です。
計	706,669,179	706,669,179	-	-

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成27年10月1日～ 平成27年12月31日	-	706,669	-	69,395	-	-

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、株主名簿の記載内容が確認できず記載することができないため、直前の基準日（平成27年9月30日）に基づく株主名簿により記載しております。

【発行済株式】

平成27年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式（自己株式等）	-	-	-
議決権制限株式（その他）	-	-	-
完全議決権株式（自己株式等）	（自己保有株式） 普通株式 461,000	-	-
	（相互保有株式） 普通株式 683,000		
完全議決権株式（その他） （注）1	普通株式 704,262,000	704,262	-
単元未満株式（注）2、3	普通株式 1,263,179	-	-
発行済株式総数	706,669,179	-	-
総株主の議決権	-	704,262	-

（注）1．「完全議決権株式（その他）」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が5,000株含まれております。また、「議決権の数」の欄に、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数が5個含まれております。

2．「単元未満株式」の欄には、自己保有株式が175株含まれております。

3．相互保有により議決権を有しない山崎金属産業株式会社が、当社の取引先持株会（古河電工共栄持株会）経由で保有する1,713株のうち、1,000株を相互保有株式欄に含めるとともに、1単元未満の713株については、これに対応して議決権が生じないこととなった同持株会保有の287株とあわせて単元未満株式の欄に含めております。

【自己株式等】

平成27年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
（自己保有株式） 古河電気工業株式会社	東京都千代田区丸の内2丁目2番3号	461,000	-	461,000	0.07
（相互保有株式） 山崎金属産業株式会社	東京都千代田区岩本町1丁目8番11号	632,000	1,000	633,000	0.09
（相互保有株式） 株式会社ウイル	神奈川県大和市深見西3丁目1番47号	50,000	-	50,000	0.01
計	-	1,143,000	1,000	1,144,000	0.16

（注）「他人名義所有株式数」は、当社の取引先持株会（名称：古河電工共栄持株会、住所：東京都千代田区丸の内2丁目2番3号）名義の持分です。

（注）当第3四半期会計期間末日現在の自己保有株式の数は、462,202株です。

2 【役員 の 状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期累計期間における役員の異動はありません。

第4 【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（平成27年10月1日から平成27年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成27年4月1日から平成27年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成27年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	30,010	33,233
受取手形及び売掛金	190,431	*2 178,962
有価証券	19	17
商品及び製品	36,479	35,556
仕掛品	28,238	33,546
原材料及び貯蔵品	34,726	36,135
繰延税金資産	4,209	3,355
その他	46,064	34,770
貸倒引当金	1,360	1,322
流動資産合計	368,818	354,255
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	210,430	215,169
機械装置及び運搬具	449,949	449,407
工具、器具及び備品	70,184	70,906
土地	39,845	39,515
その他	21,756	19,838
減価償却累計額	592,948	595,191
有形固定資産合計	199,217	199,645
無形固定資産		
のれん	3,879	3,934
その他	5,147	4,570
無形固定資産合計	9,027	8,505
投資その他の資産		
投資有価証券	132,124	125,187
退職給付に係る資産	4,177	4,518
繰延税金資産	3,090	3,769
その他	19,813	19,626
貸倒引当金	2,142	2,385
投資その他の資産合計	157,062	150,716
固定資産合計	365,307	358,867
資産合計	734,125	713,122

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成27年12月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	110,404	*2 103,514
短期借入金	96,749	114,291
コマーシャル・ペーパー	-	12,000
1年内償還予定の社債	10,000	10,000
未払法人税等	1,408	1,691
製品補償引当金	1,601	2,684
災害損失引当金	114	28
その他	66,871	59,293
流動負債合計	287,149	303,504
固定負債		
社債	30,000	20,000
長期借入金	137,783	116,626
退職給付に係る負債	43,486	43,606
環境対策引当金	10,495	10,388
資産除去債務	573	543
その他	9,893	9,500
固定負債合計	232,232	200,666
負債合計	519,382	504,171
純資産の部		
株主資本		
資本金	69,395	69,395
資本剰余金	21,467	21,468
利益剰余金	83,265	86,433
自己株式	278	280
株主資本合計	173,849	177,017
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	21,590	19,709
繰延ヘッジ損益	516	1,044
退職給付に係る調整累計額	9,293	8,146
為替換算調整勘定	4,078	3,943
その他の包括利益累計額合計	16,892	6,574
非支配株主持分	24,001	25,359
純資産合計	214,743	208,951
負債純資産合計	734,125	713,122

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

	(単位：百万円)	
	前第3四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年12月31日)
売上高	632,352	644,864
売上原価	541,288	543,237
売上総利益	91,064	101,627
販売費及び一般管理費		
販売費	26,370	27,520
一般管理費	54,510	57,215
販売費及び一般管理費合計	80,880	84,735
営業利益	10,183	16,892
営業外収益		
受取利息	406	442
受取配当金	1,274	1,239
為替差益	242	-
持分法による投資利益	2,180	1,291
償却債権取立益	-	1,154
その他	2,334	1,732
営業外収益合計	6,438	5,861
営業外費用		
支払利息	3,012	2,818
為替差損	-	1,205
その他	1,416	2,438
営業外費用合計	4,429	6,463
経常利益	12,192	16,290
特別利益		
固定資産処分益	833	130
投資有価証券売却益	76	441
補助金収入	-	250
その他	524	291
特別利益合計	1,435	1,114
特別損失		
固定資産処分損	326	313
製品補償引当金繰入額	1	1,151
カルテル関連費用	1,374	1,015
その他	4,582	1,535
特別損失合計	6,284	4,016
税金等調整前四半期純利益	7,342	13,388
法人税、住民税及び事業税	2,363	3,435
法人税等調整額	684	1,650
法人税等合計	3,047	5,085
四半期純利益	4,295	8,302
非支配株主に帰属する四半期純利益	1,551	2,175
親会社株主に帰属する四半期純利益	2,744	6,127

【四半期連結包括利益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年12月31日)
四半期純利益	4,295	8,302
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	4,638	1,890
繰延ヘッジ損益	826	1,231
退職給付に係る調整額	225	647
為替換算調整勘定	5,384	6,738
持分法適用会社に対する持分相当額	3,775	1,853
その他の包括利益合計	14,399	11,065
四半期包括利益	18,695	2,762
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	15,874	2,947
非支配株主に係る四半期包括利益	2,820	185

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

当第3四半期連結累計期間
(自 平成27年4月1日
至 平成27年12月31日)

(1) 連結の範囲の重要な変更

第1四半期連結会計期間より、東特（浙江）有限公司、FURUKAWA AUTOMOTIVE SYSTEMS LIMA PHILIPPINES INC.はそれぞれ重要性が増したため、連結の範囲に含めております。Engenharia de Sistemas e Solucoes Ltda.は売却により連結の範囲から除外しております。

第2四半期連結会計期間より、OFS Fitel Singapore Pte.Ltd.は清算により連結の範囲から除外しております。

当第3四半期連結会計期間より、Furukawa Industrial Optoeletrônica Ltda.は、持分の取得により、連結子会社としております。

以上により、当第3四半期連結会計期間末における連結子会社の数は、前連結会計年度末の101社から102社となっております。

(2) 持分法適用の範囲の重要な変更

第1四半期連結会計期間より、上海日光銅業有限公司は、持分の売却により持分法適用の範囲から除外しております。

以上により、当第3四半期連結会計期間末における持分法適用の関連会社の数は、前連結会計年度末の14社から13社となっております。

(会計方針の変更等)

当第3四半期連結累計期間
(自 平成27年4月1日
至 平成27年12月31日)

(会計方針の変更)

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を、第1四半期連結会計期間から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更いたしました。また、第1四半期連結会計期間の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する四半期連結会計期間の四半期連結財務諸表に反映させる方法に変更いたします。加えて、四半期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。当該表示の変更を反映させるため、前第3四半期連結累計期間及び前連結会計年度については、四半期連結財務諸表及び連結財務諸表の組替えを行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58 - 2項（4）、連結会計基準第44 - 5項（4）及び事業分離等会計基準第57 - 4項（4）に定める経過的な取扱いに従っており、第1四半期連結会計期間の期首時点から将来にわたって適用しております。

なお、当第3四半期連結累計期間において、四半期連結財務諸表に与える影響は軽微であります。

(四半期連結貸借対照表関係)

1. 偶発債務

(1) 保証債務

連結子会社以外の会社の金融機関等からの借入金等に対して、債務保証を行っております。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)		当第3四半期連結会計期間 (平成27年12月31日)
(株)ビスキャス	9,820百万円	(株)ビスキャス	10,815百万円
FURUKAWA AUTOMOTIVE SYSTEMS LIMA PHILIPPINES INC.	5,792百万円	PT.FURUKAWA INDOMOBIL BATTERY MANUFACTURING	6,157百万円
PT.FURUKAWA INDOMOBIL BATTERY MANUFACTURING	2,160百万円	西安西古光通信有限公司	1,258百万円
西安西古光通信有限公司	1,399百万円	武漢古河汽車系統有限公司	915百万円
上海日光銅業有限公司	1,275百万円	Minda Furukawa Electric Private Ltd.	871百万円
その他	4,716百万円	その他	2,355百万円
計	25,164百万円	計	22,373百万円

(2) 債権流動化に伴う買い戻し義務

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成27年12月31日)
債権流動化に伴う買い戻し義務	6,753百万円	4,256百万円

(3) その他

当第3四半期連結会計期間(平成27年12月31日)

1. 自動車用ワイヤハーネス・カルテルによる競争法違反に関連して、米国およびカナダにおいて当局が捜査対象とする一連の自動車用部品カルテルによる損害の賠償を求める複数の集団訴訟が提起されており、当社および当社連結子会社が自動車用ワイヤハーネスその他一部の自動車用部品カルテルにかかる訴訟において被告となっております。そのほか、一部の自動車メーカーとは、自動車用ワイヤハーネス・カルテルに関する損害賠償の交渉を行っております。

これらの結果として、金銭的負担が生じる可能性があります。現時点では連結財務諸表に与える影響額を合理的に見積ることは困難であります。

2. 当社連結子会社が製造した自動車用部品に関連し、当該部品を組み込んだ自動車について市場回収措置(リコール)が行われており、当社および当社連結子会社が部品の販売先から費用の一部の分担に関して協力を要請され、交渉状況等に鑑み、現時点で合理的な見積りが可能な製品補償引当金を計上しております。今後の交渉状況等によっては当社の連結業績に影響が生じる可能性があります。現時点ではその影響額を合理的に見積ることは困難であります。

* 2. 四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理について

当第3四半期連結会計期間の末日は金融機関の休日でしたが、満期日に決済が行なわれたものとして処理しております。当第3四半期連結会計期間末日満期手形は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成27年12月31日)
受取手形	- 百万円	909百万円
支払手形	- 百万円	2,423百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成していません。

なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年12月31日)
減価償却費	16,717百万円	17,475百万円
のれんの償却額	476百万円	432百万円

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自平成26年4月1日至平成26年12月31日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成26年6月25日 定時株主総会	普通株式	2,118	3.00	平成26年3月31日	平成26年6月26日	利益剰余金

2 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間(自平成27年4月1日至平成27年12月31日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成27年6月24日 定時株主総会	普通株式	2,118	3.00	平成27年3月31日	平成27年6月25日	利益剰余金

2 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自平成26年4月1日至平成26年12月31日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント						調整額 (注1)	四半期連結 損益計算書 計上額 (注2)
	情報通信	エネル ギー・産 業機材	電装・エ レクトロ ニクス	金属	サービス・ 開発等	計		
売上高								
外部顧客への売上高	109,556	183,823	216,178	95,960	26,832	632,352	-	632,352
セグメント間の内部 売上高又は振替高	4,162	31,950	6,260	2,446	12,381	57,201	57,201	-
計	113,718	215,773	222,439	98,407	39,214	689,554	57,201	632,352
セグメント利益又は損 失()	4,063	2,521	7,522	3,750	177	10,179	3	10,183

(注) 1 セグメント利益又は損失()の調整額3百万円には、主に未実現利益の消去等が含まれております。

2 セグメント利益又は損失()は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当第3四半期連結累計期間(自平成27年4月1日至平成27年12月31日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント						調整額 (注1)	四半期連結 損益計算書 計上額 (注2)
	情報通信	エネル ギー・産 業機材	電装・エ レクトロ ニクス	金属	サービス・ 開発等	計		
売上高								
外部顧客への売上高	112,706	179,487	234,436	89,944	28,289	644,864	-	644,864
セグメント間の内部 売上高又は振替高	4,338	29,503	7,059	3,628	11,845	56,375	56,375	-
計	117,044	208,991	241,495	93,573	40,135	701,240	56,375	644,864
セグメント利益又は損 失()	4,520	5,029	8,385	1,277	281	16,939	47	16,892

(注) 1 セグメント利益又は損失()の調整額47百万円には、主に未実現利益の消去等が含まれております。

2 セグメント利益又は損失()は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第3四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額	3円89銭	8円68銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する 四半期純利益金額(百万円)	2,744	6,127
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する 四半期純利益金額(百万円)	2,744	6,127
普通株式の期中平均株式数(千株)	706,060	706,050

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成28年2月10日

古河電気工業株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	宮 入 正 幸 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	石 黒 一 裕 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	吉 田 哲 也 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている古河電気工業株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成27年10月1日から平成27年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成27年4月1日から平成27年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、古河電気工業株式会社及び連結子会社の平成27年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。